

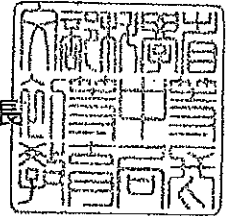


20文科初第1279号
雇児発第0305005号
平成21年3月5日



各 都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について

標記については、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について」（平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号）をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「安心こども基金管理運営要領」を定め、平成21年1月27日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に通知されたい。

別 紙

安心こども基金管理運営要領

第1 通則

子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

(1) 基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

(2) 基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

(3) 基金事業の実施

① 基金事業の実施計画の作成等

ア 市町村（特別区を含む。以下「市町村」という。）は、平成22年度末までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、平成22年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、平成22年度末までの基金事業に係る計画を策定する。

エ 都道府県は、市町村が平成22年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するにあたり、予め市町村ごとの助成額の上限を提示することが出来るものとする。

また、都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。

② 基金の取崩し

都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

③ 基金事業に係る計画の見直し

都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金（(4)により繰り入れた運用益を含む。）は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

① 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成22年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。

ただし、平成22年度末における特別対策事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、平成23年6月末まで基金事業を延長することができる。（この場合は、精算手続が全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。）

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の①のウの「22年度末」を「23年6月末」と読み替えるものとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を文部科学大臣及び厚生労働大臣に別紙様式により報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、平成22年度の事業実施状況報告については、(7)②によるものとする。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添「子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業」に掲げる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

① 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

② 土地の買収又は整地に要する費用に対し補助を行う事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、別添1から2及び4から8に掲げる事業者（以下「事業者」という。）への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等

① 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合には、都道府県に対し特別対策事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

② 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し助成金の助成を行うものとする。

③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。

その場合、都道府県の負担が生じる特別対策事業については、都道府県負担分を併せて助成するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

- ① 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- ② 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- ③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合

- ① 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。
- ② 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けず、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- ③ 文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑤ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ⑥ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 市町村が実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が実施する特別対策事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ① 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ② 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ④ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

- ⑤ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- ⑥ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑦ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑧ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑨ 市町村が①から⑧により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑩ ⑤により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業者に対し市町村が助成することにより実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が事業者に対して助成し、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ① (2)の②、③及び④に掲げる条件
- ② 市町村が事業者に対して、この助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。
 - ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長(特別区の区長を含む。以下「市町村長」という。)の承認を受けなければならない。
 - (ア) 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - (イ) 建物等の用途
 - (ウ) 利用定員
 - イ 事業を中止し、又は廃止(一部中止、又は廃止を含む。)する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
 - ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
 - エ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
 - オ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
 - カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ケ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

③ ②により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

④ 事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

⑤ 事業者が②より付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

⑥ ③により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(4) (2)の⑥及び(3)の④により付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) (2)の⑨及び(3)の⑤により付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第5 助成額の算定方法

(1) 特別対策事業の助成額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別添1～9に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

② （別表）補助基準額表に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。

- ③ 事業ごとに、①により選定された額と②により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別添の2の④欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。

第6 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県は、平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき決定された交付要綱の4の(1)、(2)、(5)の区分ごとの交付額については、特別対策事業を実施するにあたり、この各区分を超えて配分の変更をしてはならない((3)と(4)の間での相互の区分ごとの交付額の変更は可能)。
- (3) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

別 添

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業

（定義）

1 本運営要領において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種 類	整 備 区 分	整 備 内 容
新 設	創 設	新たに施設を整備すること。
修 理	大 規 模 修 繕 等	既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。
改 造	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
整 備	老 朽 民 間 児 童 福 祉 施 設 整 備	社会福祉法人が設置する施設について平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備（一部改築を含む。）をすること。

2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、③欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、④欄に掲げる補助率を適用することとする。

①項目	②事業内容	③実施主体	④補助率		
			国	都道府県	市町村
1 保育所等整備事業	(1) 保育所等緊急整備事業 ①保育所緊急整備事業（別添1） 保育所（公立を除く。）の施設整備費の補助を実施する。	市町村	○別添1の3（1）に該当する市町村		
			2/3	—	1/12
			○別添1の3（2）に該当する市町村		
			1/2	—	1/4
	②賃貸物件による保育所整備事業（別添2） 都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園（公立を除く。）の設置を促進するため、賃借料、改修費等の補助を実施する。	市町村	1/2	—	1/4

別添 1

保育所緊急整備事業

1 事業の目的

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

保育所（認定こども園を構成する保育所を含む。）の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、設置者負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。

また、小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、保育所（分園）として使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を実施する。

(2) 整備対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人

3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成21年2月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成22年度末までに以下の表の保育所定員が純増する整備を実施する市町村が創設、増築、増改築による整備を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

(注)「地方交付税交付団体」とは、平成20年度から平成22年度までの間に「地方交付税交付団体」となった年度以降の市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増定員
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

	③子育て支援のための拠点施設整備事業(別添3) 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助を実施する。	市町村	1/2	—	1/2
	(2)放課後児童クラブ設置促進事業(別添4) 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のための経費の補助を実施する。	指定都市 中核市	1/3	—	2/3
		上記以外の市町村	1/3	1/3	1/3
	(3)認定こども園整備等事業 ①認定こども園整備事業(別添5) 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。	市町村	1/2	—	1/4
	②認定こども園事業費(別添6) 認定こども園の事業費の補助を実施する。	市町村	1/2	1/4	1/4
2 家庭的保育改修等事業及び保育の質の向上のための研修事業等	(1)家庭的保育改修事業(別添7) 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費の補助を実施する。	市町村	1/2	—	1/2
	(2)家庭的保育者研修事業(別添7) 家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助を実施する。	都道府県	1/2	1/2	—
		市町村	1/2	—	1/2
(3)保育の質の向上のための研修事業等 保育の質の向上のため、保育所等の保育士(現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。)を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実践のための事業の補助を実施する。(別添8)	都道府県	1/2	1/2	—	
	市町村	1/2	—	1/2	
3 その他事業(都道府県事務費)	基金事業の執行事務に必要な費用の一部に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。(別添9)	都道府県	1/2	1/2	—

(補助基準額)

3 補助基準額については、別表に定めるとおりとする。

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部（「都市部」とは、平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

ウ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2）。以下同じ。）における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

オ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

カ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象

キ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

（注）財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

（注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。）

(2) (1) 以外の場合

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

ウ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

- オ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用
- カ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設設整備工事費が対象
- キ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備（（1）の③に係る増改築の場合を除く。）の整備区分については、（1）に該当する市町村についても（2）の対象とし、補助率を1/2とする。

（注）財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用する。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合			
山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）			

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

(3) 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、保育所(分園)として使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を実施する場合

① 補助基準額

ア スペース確保費 1施設当たり 3,000千円

保育所(分園)設置のため、空き教室等のスペースを確保するために倉庫を設置した場合に定額(「標準」単価)を適用

ただし、都市部は割増単価(「都市部」単価)を適用

イ 改修費 1施設当たり 13,000千円

保育所(分園)設置のため、空き教室等を改修した場合に定額(「標準」単価)を適用

ただし、都市部は割増単価(「都市部」単価)を適用

ウ 上記のイには、設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備(創設を含む)を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額 $\frac{1}{2}$ の金額を定員数の増分加算

② 補助率

国 $\frac{1}{2}$ 、市町村 $\frac{1}{4}$ 、事業者 $\frac{1}{4}$

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)
保育所開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象)	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

(3) 保育所開設準備費加算について

平成20年度補正予算(第1号)における保育所施設整備費補助金又は認定こども園施設整備費補助金により整備した保育所については、保育所開設準備費加算の交付ができるものとする。

① 交付額

整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の金額を定員数の増分加算

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

別添 2

賃貸物件による保育所整備事業

1 事業の目的

保育所を整備するにあたり、都市部を中心に保育所の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件による保育所の設置に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

また、急増する待機児童に対応するため、国の基準を満たす保育施設の開設に当たっては、この基金により特別な支援を行い、良質な保育体制の充実に努める。

2 事業の内容

(1) 事業内容

賃貸物件により、新たに保育所等を設置する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び借上時における改修費等の補助を行う。ただし、借上げが、平成21年1月27日以降の新規契約のものに限る。

(2) 借上対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）、又は、児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）における保育所の認可基準を満たす施設（以下「認可基準を満たす認可外保育施設」という。）。

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 借上対象施設の設置主体（事業者）

市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できる者

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 賃借料補助

契約家賃 認可保育所（本園・分園） 1施設当たり 4,000万円

② 改修費等補助

認可保育所

本園の場合 1施設当たり 2,500万円

分園の場合 1施設当たり 1,500万円

③ 保育所開設準備費

認可基準を満たす認可外保育施設 1施設当たり 3,000万円

(2) 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
3 (1) ① 賃借料補助	既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用
3 (1) ② 改修費等補助	既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に必要設備整備及び改修整備等にかかる費用
3 (1) ③ 保育所開設準備費	既存建物を借り上げて保育を実施する場合に必要貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）、設備整備及び改修整備等にかかる費用

別添 3

子育て支援のための拠点施設整備事業

1 事業の目的

子育て相談、子育てサークル活動等を通じて、地域における子育て支援の中心となる子育て支援のための拠点施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、地域における子育てしやすい環境の整備の促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

子育て相談や子育てサークル活動等の地域の実情に応じた子育て支援事業を実施するための拠点となる子育て支援のための拠点施設の施設整備を行う事業。

(2) 整備対象施設

平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設施設の設置主体

市町村

※ 子育て支援のための拠点施設の運営については、社会福祉法人等の適切な主体に委託可能。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

① 1施設当たり定額

② 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

③ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

④ 対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

(2) 補助率

国1/2、市町村1/2

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、改築、大規模修繕等

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費。
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築の場合が対象）	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

（1）次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

（2）この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

別添4

放課後児童クラブ設置促進事業

1 事業の目的

子どもにとって最も安全で安心な場所である小学校内を活用するなどの方法により、放課後児童クラブを設置するために要する費用の一部を補助することにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業実施施設（平成19年3月30日文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業等実施要綱」に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設）として使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を実施する。

(2) 事業の実施主体

市町村

(3) 事業者

市町村、社会福祉法人、その他の者

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1施設当たり 10,000千円

ただし、都市部（「都市部」とは、平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

(2) 補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

（注）指定都市、中核市の場合 国1/3、指定都市・中核市2/3

4 対象経費

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のために必要な費用

認定こども園整備事業

1 事業の目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

幼保連携型認定こども園の幼稚園、又は幼保連携型認定こども園への移行を前提とした保育所型認定こども園の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の新設、修理、改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第3条第2項に基づく幼保連携型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園 <文部科学省関係>
- ② 認定こども園法第3条第1項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分 <文部科学省関係>
- ③ 認定こども園法第3条第1項第1号又は第2項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（保育所機能部分が定員10人未満の場合は事業の対象外。） <厚生労働省関係>

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 施設の設置主体（事業者）

① 2(2)①の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る。）

② 2(2)②の場合

学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

③ 2(2)③の場合

社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

定員規模による定額

(2) 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象)	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。
- ② 平成22年度末までに幼保連携型の認定申請を行うこと。
ただし、平成22年度末までに幼保連携型認定こども園の認定申請を行わなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。

③ ①②を前提として、幼稚園型または保育所型の認定こども園となるために必要な施設整備についても補助対象とすること。

ただし、施設整備事業終了後に幼稚園型または保育所型の認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として補助額の返還を命ずること。

④ 幼保連携型認定こども園の認可保育所部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園になろうとする場合を含む。）については、保育所緊急整備事業（別添1）の規定に基づき整備を行うこと。

⑤ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の幼保連携型施設が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、今回の対象となり得るものであること。

⑥ 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分において、対象児童に年齢制限を設ける場合は、補助対象としないこと。

（3）財産処分について

① この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年7月30日20文科初第490号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

② この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

認定こども園事業費

1 事業の目的

幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の事業に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分に関する事業に対し、事業費の補助を行う。

(2) 対象児童

- ① 保育所型認定こども園における本事業の対象児童は、幼稚園機能部分に入所している3歳から5歳の児童とする。
- ② 幼稚園型認定こども園における本事業の対象児童は、保育所機能部分に入所している児童であって、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童とする。(定員10人未満の場合は事業の対象外。)

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 施設の設置主体(事業者)

- ① 保育所型認定こども園の場合
学校法人又は社会福祉法人
- ② 幼稚園型認定こども園の場合
社会福祉法人又は学校法人

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額(1人当たり月額)

年齢区分	保育所型認定こども園	幼稚園型認定こども園
4歳以上児	10,000円	12,000円
3歳児	10,000円	15,000円
1・2歳児	—	39,000円
乳児	—	72,000円

(2) 補助率

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(注) 指定都市、中核市も市町村に含む。

4 対象経費

① 保育所型認定こども園の場合

保育所型認定こども園の幼稚園機能部分にかかる事業費

② 幼稚園型認定こども園の場合

幼稚園型認定こども園の保育所機能部分にかかる事業費

5 留意事項

次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- (1) 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、施設設備、職員配置、定員について、幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準、各自治体において定める認定基準を満たしていること。
- (2) 本事業は平成22年度までの間に限り実施するものであること。
- (3) 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分において、対象児童に年齢制限を設ける場合は、補助対象としないこと。

家庭的保育改修等事業

1 事業の目的

保護者や地域の事情に応じた多様なニーズに応える観点から、家庭的保育事業（保育ママ）を推進するため、その実施場所にかかる改修に要する費用の一部を補助し、また、家庭的保育者に対して行う研修や家庭的保育者になる際に必要となる知識を習得するための研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

① 家庭的保育改修事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を運営する者が、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

ア 事業の対象者

(ア) 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者又は保育所を運営する者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む。)を予定している家庭的保育者又は保育所を運営する者

(注) ①の事業の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

イ 改修事業等の事例

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷暖房器具(クーラー、暖房器具、床暖房等)の設置
- ・幼児用トイレの設置
- ・幼児用シンクの設置
- ・幼児用バス(沐浴槽の設置)
- ・調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備(人工芝、砂の入れ替え)
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・保育室、調理スペースの間仕切り
- ・センサー付きベッドの設置
- ・業務省力化に係る備品の購入(パソコン、プリンター等)

② 家庭的保育者研修事業

家庭的保育事業を実施する家庭的保育者等の研修及び家庭的保育事業を実施することを予定している者の研修を実施する。また、家庭的保育者等が研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加するために必要な費用の補助を行う。

ア 研修の対象者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む)を予定している家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

イ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

(2) 事業の実施主体

① 家庭的保育改修事業

市町村

② 家庭的保育者研修事業

都道府県、市町村

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合 1か所当たり 20,000千円

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,000千円

② 家庭的保育者研修事業

家庭的保育者1人当たり 133千円

(2) 補助率

① 家庭的保育改修事業

国1/2、市町村1/2

② 家庭的保育者研修事業

ア 市町村が実施主体となる場合

国1/2、市町村1/2

イ 都道府県が実施主体となる場合

国1/2、都道府県1/2

4 対象経費

(1) 家庭的保育改修事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用

(2) 家庭的保育者研修事業

家庭的保育者研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

保育の質の向上のための研修事業等

1 事業の目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、新たな保育所保育指針の周知を図るための研修や質の向上を図るための研修、保育士資格を取得しながら保育士として保育所等で就労していない者に対する研修事業や質の向上に向けたアクションプログラム実践のための事業の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業の内容

① 保育の質の向上のための研修事業

保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。また、保育所の職員等を対象とする研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

ア 研修の対象者

- (ア) 保育所（認可・認可外）に従事する保育士及び保育所等で就労していない既保育士資格取得者
- (イ) 保育所（認可・認可外）に勤務する保育士以外（看護師、調理員、事務職員など）の職員

イ 研修事業の事例

- (ア) 都道府県が実施する研修の事例
 - ・ 障害、虐待などの専門性を持った保育士に係る研修
 - ・ 指導者育成のための研修 等
- (イ) 市町村が行う研修の事例
 - ・ 保育所が独自に外部の研修に参加する形で実施される研修
 - ・ 保育士初任者や中堅保育士が参加して、保育の基礎知識などを受講するフォローアップ研修 等

ウ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

② アクションプログラム実践のための事業

保育の質の向上のため、アクションプログラム実践のための事業を実施するために必要な費用の補助を行う。

ア 事業の事例

- ・市町村が事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するための事業
- ・子どもの健康及び安全の確保のための事業（保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインの作成など）
- ・市町村が情報技術の活用等を通じた保育所における業務効率化のための事業等

イ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

(2) 事業の実施主体

都道府県、市町村

3 補助基準額・補助割合

(1) 補助基準額

① 都道府県が実施する場合

登録保育士1人当たり 6,250円

(平成20年4月1日現在の都道府県内の登録保育士数×6,250円)

② 市町村が実施する場合

都道府県知事が必要と認めた額

(2) 補助率

① 都道府県が実施する場合

国1/2、都道府県1/2

② 市町村が実施する場合

国1/2、市町村1/2

4 対象経費

(1) 保育の質の向上のための研修事業

保育の質の向上のための研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

(2) アクションプログラム実践のための事業

アクションプログラム実践のための事業を実施する場合に必要な費用（保育所の職員配置を行う費用を除く。）

別添 9

その他事業（都道府県事務費）

1 事業の目的

安心こども基金に関する都道府県における事務処理に要する費用の一部を交付することにより、事務処理の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

安心こども基金に関する都道府県における事務処理に要する費用に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。

(2) 事業の実施主体

都道府県

3 補助基準額・補助割合

(1) 補助基準額

文部科学大臣及び厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 補助率

国 1 / 2（国 1 / 2、都道府県 1 / 2）

4 対象経費

安心こども基金に関する都道府県の事務のために必要な職員手当等（時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当）、共済費（賃金に係る社会保険料）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料、賃借料等

(別表)補助基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

1. 保育所等整備事業

(1) 保育所等緊急整備事業

① 保育所緊急整備事業

<本体工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜県・ 静岡県・三重県・京都府・ 大阪府・奈良県・鳥取県・ 広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山県・ 島根県・岡山県・山口県・ 香川県・高知県・佐賀県・ 長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県	
定員20名以下	82,000	90,200	78,000	85,800	74,000	81,400	70,000	77,000
定員21～30名	86,000	94,600	82,000	90,200	80,000	88,000	76,000	83,600
定員31～40名	100,000	110,000	94,000	103,400	90,000	99,000	86,000	94,600
定員41～70名	114,000	125,400	108,000	118,800	102,000	112,200	98,000	107,800
定員71～100名	148,000	162,800	142,000	156,200	134,000	147,400	128,000	140,800
定員101～130名	178,000	195,800	170,000	187,000	160,000	176,000	154,000	169,400
定員131～160名	206,000	226,600	198,000	217,800	186,000	204,600	178,000	195,800
定員161～190名	234,000	257,400	224,000	246,400	212,000	233,200	200,000	220,000
定員191～220名	260,000	286,000	250,000	275,000	240,000	264,000	224,000	246,400
定員221～250名	288,000	316,800	276,000	303,600	262,000	288,200	246,000	270,600
定員251名以上	320,000	352,000	304,000	334,400	290,000	319,000	276,000	303,600
特殊附帯工事	12,480							
創設時における放課後児童クラブの併設	12,500							
設計料加算	総事業費の5%							
保育所開設準備費加算	整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2を定員数の増分加算							

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合、総定員数を工事にかかる定員で除した基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※認定こども園を構成する保育所を整備する場合、当該保育所の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,640	1,804	2,920	3,212
定員21～30名	1,860	2,046	3,564	3,920
定員31～40名	2,480	2,728	4,320	4,752
定員41～70名	3,120	3,432	6,000	6,600
定員71～100名	4,400	4,840	9,000	9,900
定員101～130名	5,280	5,808	10,800	11,880
定員131～160名	6,600	7,260	13,500	14,850
定員161～190名	7,920	8,712	14,760	16,236
定員191～220名	9,240	10,164	17,220	18,942
定員221～250名	10,560	11,616	19,680	21,648
定員251名以上	11,880	13,068	22,140	24,354

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合、総定員数を工事にかかる定員で除した基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※認定こども園を構成する保育所を整備する場合、当該保育所の定員規模に該当する基準額とすること。

①-2 空き教室等を活用し、保育所又は保育所分園を設置する場合

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
スペース確保費	3,000	3,300
改修費	13,000	14,300
設計料加算	総事業費の5%	
保育所開設準備費加算	整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2を定員数の増分加算	

※設計料加算については、改修費を算定する場合のみ加算すること。(スペース確保費には加算しない。)

②賃貸物件による保育所整備事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
賃借料	都道府県知事が認めた額。ただし、40,000千円以内とする。
改修費等(本園)	都道府県知事が認めた額。ただし、25,000千円以内とする。
改修費等(分園)	都道府県知事が認めた額。ただし、15,000千円以内とする。
保育所開設準備費	都道府県知事が認めた額。ただし、30,000千円以内とする。

③子育て支援のための拠点施設整備事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	A地域	B地域	C地域	D地域
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜県・ 静岡県・三重県・京都府・ 大阪府・奈良県・鳥取県・ 広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山県・ 島根県・岡山県・山口県・ 香川県・高知県・佐賀県・ 長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県
本体整備	13,100	12,480	11,840	11,220
特殊附帯工事	12,480			
解体撤去工事	748			
仮施設整備工事	1,322			

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

(2)放課後児童クラブ設置促進事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
設置促進事業	10,000	11,000

(3) 認定こども園整備等事業

① 認定こども園整備事業

< 本体工事 >

ア 認定こども園を構成する幼稚園を整備の場合

認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)①保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

区分	基準額(1施設当たり)			
	A地区	B地区	C地区	D地区
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜県・ 静岡県・三重県・京都府・ 大阪府・奈良県・鳥取県・ 広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山県・ 鳥根県・岡山県・山口県・ 香川県・高知県・佐賀県・ 長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県
定員20名以下	57,400	54,600	51,800	49,000
定員21～30名	60,200	57,400	56,000	53,200
定員31～40名	70,000	65,800	63,000	60,200
定員41～70名	79,800	75,600	71,400	68,600
定員71～100名	103,600	99,400	93,800	89,600
定員101～130名	124,600	119,000	112,000	107,800
定員131～160名	144,200	138,600	130,200	124,600
定員161～190名	163,800	156,800	148,400	140,000
定員191～220名	182,000	175,000	168,000	156,800
定員221～250名	201,600	193,200	183,400	172,200
定員251名以上	224,000	212,800	203,000	193,200

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合、総定員数を工事にかかる定員で除した基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

ア 認定こども園を構成する幼稚園を整備の場合

認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)①保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	1,148	2,044
定員21～30名	1,302	2,495
定員31～40名	1,736	3,024
定員41～70名	2,184	4,200
定員71～100名	3,080	6,300
定員101～130名	3,696	7,560
定員131～160名	4,620	9,450
定員161～190名	5,544	10,332
定員191～220名	6,468	12,054
定員221～250名	7,392	13,776
定員251名以上	8,316	15,498

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合、総定員数を工事にかかる定員で除した基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

②認定こども園事業費

単位:円

年齢区分	基準額(1人当たり月額)	
	保育所型幼稚園機能部分	幼稚園型保育所機能部分
4歳以上児	10,000	12,000
3歳児	10,000	15,000
1・2歳児	—	39,000
乳児	—	72,000

2. 家庭的保育改修等事業及び保育の質の向上のための研修事業等

(1)家庭的保育改修事業

単位:千円

	基準額(1事業当たり)
保育所で行う場合	20,000
保育所以外で行う場合	2,000

(2)家庭的保育者研修事業

単位:千円

	基準額(家庭的保育者1人当たり)
研修事業	133

(3)保育の質の向上のための研修事業等

単位:円

	基準額(登録保育士1人当たり)
都道府県が実施する場合	6,250
市町村が実施する場合	都道府県知事が必要と認めた額

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿
厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度安心子ども基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について

1 基金保管実績

省別	基金の 保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A+B-C)
厚生 労働省 関係		円	円	円	円
	小計額				
文部 科学省 関係					
	小計額				
合計額 (a)					

(注1) 平成20年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 合計額 (a) は、4の合計額 (b) と一致すること。

2 基金運用実績

	基金の保有区分	運用益			合計額
		平成 年度	平成 年度	平成 年度	
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				
合計額					

(注) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

3 基金の解散年月日（中止又は廃止も含む）

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	平成 年 月 日
--------------------------	----------

4 基金事業に係る経費

事業区分	年度当初保管額 A	運用益繰入額 B	年度内支出額 C	年度末保管額 A+B-C
	千円	千円	千円	千円
1. 保育所等整備事業				
文部科学省関係				
厚生労働省関係				
(1) 保育所等緊急整備事業				
① 保育所緊急整備事業				
② 賃貸物件による保育所整備事業				
③ 子育て支援のための拠点施設整備事業				
(2) 放課後児童クラブ設置促進事業				
(3) 認定こども園整備等事業				
文部科学省関係				
厚生労働省関係				
① 認定こども園整備事業				
文部科学省関係				
厚生労働省関係				
③ 認定こども園事業費				
文部科学省関係				
厚生労働省関係				
2. 家庭的保育改修等事業				
(1) 家庭的保育改修事業				
(2) 家庭的保育者研修事業				
(3) 保育の質の向上のための研修事業等				
3. その他事業（都道府県事務費）				
小計額				
運用益		※		
文部科学省関係		※		
厚生労働省関係		※		
合計額（b）				
文部科学省関係				
厚生労働省関係				

(注) 特別対策事業ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 ※ 運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

5 事業実施状況

(1) 保育所等整備事業

① 保育所等緊急整備事業

ア 保育所緊急整備事業

整備区分	創設	増築	増改築	改築	大規模修繕等	合計
保育所数<か所>						
うち分園数						
うち認定こども園数						
増員数(B-A)<人>						
整備前定員数(A)						
整備後定員数(B)						

(注)「保育所数」には、安心こども基金により、年度中に施設整備を完了した保育所数の合計を整備区分ごとに記入すること。

「うち分園数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、分園数を記入すること。

「うち認定こども園数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、幼保連携型認定こども園を構成する保育所数を記入すること。

「増員数」には、施設整備を行った保育所の整備前後の定員数の合計の差を記入すること。

イ 賃貸物件による保育所整備事業

区 分	実施か所数	定員数	助成額
賃借料補助	か所	人	千円
本園	か所	人	千円
分園	か所	人	千円
改修費等補助	か所	人	千円
本園	か所	人	千円
分園	か所	人	千円
保育所開設準備費	か所	人	千円

(注)「助成額」には、都道府県から支出した額(国1/2部分のみ)を記入すること。

ウ 子育て支援のための拠点施設整備事業

施設整備実施か所数	か所
-----------	----

(注)安心こども基金により、年度中に施設整備を完了した子育て支援のための拠点施設数を記入すること。

② 放課後児童クラブ設置促進事業

実施場所	実施か所数	増加登録児童数
学校の余裕教室・空き教室	か所	人
その他	か所	人

(注)「実施か所数」には、安心子ども基金により、年度中に改修をした放課後児童クラブ数を記入すること。
「増加登録児童数」には、安心子ども基金による改修により増加した登録児童数を記入すること。

③ 認定こども園整備等事業

(ア) 認定こども園整備事業

	実施か所数	増加定員数	備考
幼稚園型の保育所機能	か所	人	(厚生労働省関係)
幼保連携型の幼稚園	か所	人	(文部科学省関係)
保育所型の幼稚園機能	か所	人	

(注)「実施か所数」には、安心子ども基金により、年度中に施設整備をした認定こども園数を類型別に記入すること。

「増加定員数」には、安心子ども基金による施設整備により増加した定員数を類型別に記入すること。

(イ) 認定こども園事業費

	実施か所数	入所児童数	備考	
幼稚園型の保育所機能	か所	4歳以上児	人	(厚生労働省関係)
		3歳児	人	
		1, 2歳児	人	
		乳児	人	
保育所型の幼稚園機能	か所	人	(文部科学省関係)	

(注)「実施か所数」には、本事業を行った認定こども園数を類型別に記入すること。

「入所児童数」には、本事業を行った認定こども園について、該当する機能部分の入所児童数を類型別に記入すること。

(2) 家庭的保育改修等事業

① 家庭的保育改修事業

実施場所	実施か所数	備考
自宅	か所	
自宅以外	か所	
保育所	か所	

(注)「自宅以外」の場合には、備考欄に実施場所を記入すること。

(記入例：賃貸アパート1か所、商店街の空き店舗1か所)

② 家庭的保育者研修事業

受講者数		
	家庭的保育者	その他の者
人	人	人

(注)「受講者数」には、実人員を記入し、この内、現に家庭的保育事業（地方単独事業も含む。）に従事している者と、その他の者の内訳を記入すること。

(3) 保育の質の向上のための研修事業等

① 研修事業

受講者数			
	保育士	調理員	その他
人	人	人	人

(注)「受講者数」には、延べ人数を記入し、職種別の内訳を記入すること。

② アクションプログラム実践のための事業

【事業概要】

(注) 具体的に実施した事業の概要を記入すること。

(4) 事務費交付事業

【内訳】

(注) 支出した経費別の内訳（千円単位）を記入すること。

(記入例：賃金（データ集計のための賃金職員雇上費1人・20日 200千円）、役務費（郵送用切手代5千円）

6 添付資料

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本
- (2) その他参考となる資料